２　前項の規定による還付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保険料以外の保険料を納付することとなった日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において未経過期間につきそれぞれ当該各号に定める保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に十円未満の端数が生じた場合においては、その端数金額が五円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算した額）に相当する額として農林水産大臣が定める額とする。

一　前項第一号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第一項の規定により決定し、又は変更した保険料

二　前項第二号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第二項の規定により決定し、又は変更した保険料

三　前項第三号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料

四　前項第四号に掲げる場合に該当する者　一月につき二万円未満の保険料

２　前項の規定による還付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保険料以外の保険料を納付することとなった日の属する月（その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月）の前月において未経過期間につきそれぞれ当該各号に定める保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額（その額に十円未満の端数が生じた場合においては、その端数金額が五円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算した額）に相当する額として農林水産大臣が定める額とする。

一　前項第一号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第一項の規定により決定し、又は変更した保険料

二　前項第二号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第二項の規定により決定し、又は変更した保険料

三　前項第三号に掲げる場合に該当する者　法第四十五条第一項又は第二項の規定により決定し、又は変更した保険料以外の保険料

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八十二条の前に一条を加える改正規定は、令和六年一月一日から施行する。